

令和2年(再)第7号 再生手続開始申立事件

決 定

東京都江東区有明三丁目6番11号 TFFビル東館6階

再生債務者 株式会社レナウン

代表者代表取締役 毛利 憲司

当裁判所は、民事再生法251条、破産法25条2項、1項に規定する特別の事情があるものと認め、次のとおり決定する。

主 文

本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。

令和2年10月30日

東京地方裁判所民事第20部

裁判長裁判官 谷 口 安 史

裁判官 菊 池 浩 也

裁判官 毛 受 裕 介

これは 正本 である。
抄本

令和2年10月30日
東京地方裁判所民事第20部
裁判所書記官 加賀谷 幸

